

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金記録を確認したところ、平成 15 年 4 月 30 日にA社から賞与が支払われたにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間に係る賞与の支給が確認できる通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳の写し及びA社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（35 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B店からC社に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も他界しているため供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B店から同社C店に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も他界しているため供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B店からC社に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も他界しているため供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 2 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 13 日に、資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 13 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間の厚生年金基金の加入記録はあるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）から申立人に送付された通知書、B 厚生年金基金の加入員記録原簿及び C 健康保険組合の被保険者名簿等により、申立人は、申立期間に A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないが、上記 B 厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録等により、申立人は昭和 50 年 2 月 13 日に加入員資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、A 社は、「申立期間当時の届出書の控等が残っていないため、当時、どのような届出用紙を使用したかはっきりしないが、複写式の用紙を使用していたと考えられ、厚生年金基金及び健康保険組合に加入記録があるなら、厚生年金保険の加入手続を行った可能性が高い。」としている上、厚生年金基金と健康保険組合が管理している申立人の資格取得日及び資格喪失日が一致していることから、同社は、厚生年金基金及び健康保険組合に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 50 年 2 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB厚生年金基金に係る昭和50年2月の加入員記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで

申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているが、A社B店から同社C店に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も他界しているため供述を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで

将来、年金を満額受け取れるようにとの父の考えで、大学在学期間中であつた申立期間の私の国民年金保険料を父が納付していたはずである。申立期間中は両親も国民年金保険料を納付している上、弟については大学在学期間中における国民年金の加入及び納付記録がある。

自分の国民年金の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が国民年金の第 1 号被保険者資格を取得した記録は無く、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする申立人の両親も、当該加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、当時の状況は不明である。

さらに、申立人及びその両親は、「申立人の弟については、大学在学期間中における国民年金の納付記録があるのだから、申立人についても大学在学中に国民年金に加入したはずである。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の弟は、20 歳到達時（平成 3 年*月）においては国民年金に任意加入しておらず、制度上、学生が強制加入とされた同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年同月以降の保険料を納付していることが確認できる一方、申立人の申立期間は同年 4 月 1 日より前であり、学生であつた申立人は、強制加入ではなく任意加入の対象者である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。